

公益法人等への職員の派遣に関する要綱の制定について（例規通達）

平成14年3月7日

栃務第4号栃木県警察本部長通達

（概要）

本通達は、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年栃木県条例第43号）に基づき公共的団体に職員を派遣することに関し、その適正な運用を図るため、必要な事項を定めている。

同要綱の概要は、

- 派遣の申請
- 職員の派遣期間
- 給与等の負担

等である。